

一般社団法人日本循環器学会 九州支部 ダイバーシティ委員会内規

2017 年 12 月 2 日制定

2018 年 12 月 1 日改定

2023 年 7 月 1 日改定

（設置）

第 1 条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会九州支部にダイバーシティ委員会（以下「本委員会」という）を置く。

（目的）

第 2 条 本委員会は、循環器学分野におけるダイバーシティの推進を図り、ダイバーシティの視点に立った教育・研究・就業体制を確立するため、企画・立案・実施に当たることを目的とする。

（組織）

第 3 条 本委員会は、委員長 1 名、委員若干名を以て組織する。

（委員）

第 4 条 委員長は、役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

2. 委員は、支部長が委嘱する。必要に応じ、副委員長を置くことができる。
3. 副委員長は委員長の推薦により支部長が委嘱する。
4. 任期は 2 年とし、再任を妨げない。
5. 委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（委員会）

第 5 条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 委員会の審議事項は役員会に報告し、承認を得なければならない。
3. 本委員会は第 2 条の目的を達成するために、少なくとも 6 月および 12 月開催の九州地方会の 1 ヶ月以内に会を執り行うこととする。
4. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
5. 委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

（業務）

第 6 条 本委員会は、第 2 条の目的達成のために次の業務を行う。

- 1) 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携
- 2) 九州地方会においてダイバーシティ委員会セミナーの企画立案・実施
- 3) その他必要な業務

（計画・予算）

第 7 条 委員長は、地方会毎に業務計画を立てその遂行に必要な予算については、一つの地方会につき 17 万円とする。

(報告)

第 8 条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、2017 年 12 月 2 日より施行する。

九州支部事務局